

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

小野市長 蓬 菜 務

市町村名 (市町村コード)	小野市 (28218)
地域名 (地域内農業集落名)	大部地区 (古川町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 5日 (第 3 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・営農担い手の高齢化や後継者不足が顕著になっており、後継者（集落営農組合）の従事者の労働力確保が重点課題である。あわせて、効率的な営農活動が求められることから、耕作しやすい農地整備が必要である。
- ・集落営農組合への農地の集積率は約 6 割に達しており、今後も引き続き地域営農の中心的担い手として、農地の集積を進める。
- ・小規模な田は各農家の自作野菜栽培場所として利用されており、今後も各農家で保全する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地区内における農地の利用は、主に集落営農組合が担っており、区画化された農地について、畔切を行うなど可能な限りその面的拡大を図る。
- ・徐々にではあるが、化学肥料一辺倒ではなく、有機農法についても、試行錯誤しながら推し進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織への農地の集積・集約化を進めるとともに、その団地面積の拡大を進める。 ・取組にあたっては、農地利用最適化推進委員及び農地相談員と調整しながら、農地バンクを通じて貸借を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に地域全体の農地を農地バンクを通じて、段階的に集落営農組織に集約する。その際には、農地所有者の貸付時期等の意向に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・畔切等による農地の大区画化の整備について、令和16年度までに計画する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の農地利用は集落営農組合が担うものとし、地区外の経営体には依存しない。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地区内での農作業の効率化を図るため、籾乾燥及びうす擦り作業は、近隣事業者へ委託するが、集落営農組織内で可能な農作業はできる限り実施していく。 ・集落営農組織で生産した加工用米、山田錦はJA等へ販売する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①イノシシ、鹿等の農産物被害の範囲が年々拡大していることから、隣接する地域内で当該被害が発生した際には、速やかに対応できる体制を立ち上げる。</p> <p>②主要作物について、有機農法の導入を、試行錯誤しながら推し進めていく。</p> <p>③集落営農組織の営農活動について、ICTを活用した生産性向上やコスト低減につながるスマート農業の導入を進める。</p> <p>④住宅地域に近い小規模田は、地区内の個人農家により野菜栽培等に利用してもらう。</p> <p>⑦土地改良施設の保全管理については、多面的機能直接支払交付金事業等を活用しながら適切に維持管理を行う。地域営農に支障となる耕作放棄地等の発生を抑制する。</p>				